

—— 特集1 ——

刑事政策の今後——令和4年改正刑法の施行を見据えて

検察における再犯防止に向けた取組の現状

法務省刑事局総務課長
是木 誠 Makoto Koreki

I はじめに

この特集は「刑事政策の今後——令和4年改正刑法の施行を見据えて」と題している。令和4年6月に第208回国会（通常国会）において成立した「刑法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）は、懲役及び禁錮を廃止し、新たに拘禁刑を創設することなどを内容としており、令和7年6月1日から施行される。懲役及び禁錮は、明治40年の刑法定制当時から定められていた刑であることから、改正法は、刑事政策の在り方を大きく変える100年に一度の改正であるなどと指摘されることもある。

拘禁刑の創設は、受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を実現することを目的としたものであるが、対象者の特性に応じた指導や支援の強化という視点は、受刑者の処遇の場にとどまらず、再犯防止施策全般を推進する上での重要な視点とされており、検察の現場で行われている再犯防止に向けた取組も近時はこのような視点を意識したものとなりつつある。再犯防止施策は、司法の各過程を通してシームレスに行われるものであり、こういった方向性の一致はもとより当然のことといえよう。

本稿では、改正法の成立に至る経緯を振り返りつつ、検察における再犯防止に向けた取組の現状を紹介する。拙稿ではあるが特集のテーマである「刑事政策の今後」を考える一材料となれば幸いである。なお、本稿中の意見にわたる部分は私見である。

II 改正法の成立に至る経緯

1 施設内・社会内処遇の充実化に向けた動き

改正法の中心部分たる拘禁刑の創設は、大きく2つの方向からの議論を背景として実現した。その1つは、近時の再犯防止施策における施設内・社会内処遇の充実化に向けた動きである。我が国では、刑法犯の検挙件数は平成16年をピークに減少傾向にあったが¹、初犯者の減少と比して再犯者の減少のペースが緩やかであったことから、いわゆる再犯者率²の上昇が続き、全検挙者の約半数が再犯者という状況であった。そのため、犯罪をより一層減少させて安全・安心な社会を実現するには、再犯を防止することが必要不可欠との視点が強調されることとなり³、平成28年12月には「再犯の防止等

1 令和5年以降、再び増加に転じている。

2 検挙者数全体に占める再犯者数の割合をいう。

3 再犯防止推進法の制定以前におけるかかる観点を明確にしたものとして犯罪対策閣僚会議「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月）がある。